

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公表番号】特表2007-507226(P2007-507226A)

【公表日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-012

【出願番号】特願2006-533947(P2006-533947)

【国際特許分類】

A 2 3 K 1/16 (2006.01)

A 2 3 K 1/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 K 1/16 3 0 1 D

A 2 3 K 1/16 3 0 1 H

A 2 3 K 1/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月14日(2007.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重量比で5から30%のラクトパミン又はその生理的に許容され得る塩、ポリエトキシ化されたソルビタン脂肪酸エステル又はポリエトキシ化された植物油の一方又は両方から選ばれた重量比で20から90%の液状の非イオン性共溶媒、および重量比で5から75%の水を含む、可溶化され安定化された液状の動物飼料製剤。

【請求項2】

請求項1の可溶化され安定化された液状の製剤であって、前記非イオン性共溶媒がポリエトキシ化されたソルビタン脂肪酸エステルである製剤。

【請求項3】

請求項1の可溶化され安定化された液状の製剤であって、前記非イオン性共溶媒がポリエトキシ化された植物油である製剤。

【請求項4】

請求項1または3の可溶化され安定化された液状の製剤であって、前記非イオン性共溶媒がポリエトキシ化された35ひまし油である製剤。

【請求項5】

請求項1または2の可溶化され安定化された液状の製剤であって、前記非イオン性共溶媒がポリオキシエチレン20ソルビタンモノラウレートである製剤。

【請求項6】

請求項1または2の可溶化され安定化された液状の製剤であって、前記非イオン性共溶媒がポリオキシエチレン20ソルビタンモノオレートである製剤。

【請求項7】

請求項1-6のいずれかの可溶化され安定化された液状の製剤であって、ラクトパミン又はその生理的に許容し得る塩がラクトパミン塩酸塩である製剤。

【請求項8】

請求項1-7のいずれかの可溶化され安定化された液状の製剤であって、前記液状の非イオン性共溶媒/水が重量比で50/50で存在する製剤。

【請求項 9】

請求項 1 の可溶化され安定化された液状の製剤であって、重量比で 10 から 20 % のラクトパミン又はその生理的に許容し得る塩、ポリエトキシ化されたソルビタン脂肪酸エステル又はポリエトキシ化された植物油の一方又は両方から選ばれた重量比で 30 から 80 % の液状の非イオン性共溶媒、および重量比で 10 から 60 % の水を含む製剤。

【請求項 10】

請求項 1 の可溶化され安定化された液状の製剤であって、重量比で 10 から 15 % のラクトパミン又はその生理的に許容し得る塩、ポリエトキシ化されたソルビタン脂肪酸エステル又はポリエトキシ化された植物油の一方又は両方から選ばれた重量比で 40 から 55 % の液状の非イオン性共溶媒、および重量比で 35 から 50 % の水を含む製剤。

【請求項 11】

可溶化され安定化された液状の動物飼料製剤の調製方法であって、ラクトパミン又はその生理的に許容し得る塩を、水、およびポリエトキシ化されたソルビタン脂肪酸エステル又はポリエトキシ化された植物油の一方又は両方から選ばれた液状の非イオン性共溶媒と混合し、その混合物を 100 以下に加熱して、重量比で 5 から 30 % のラクトパミン又はその生理的に許容し得る塩、ポリエトキシ化されたソルビタン脂肪酸エステル又はポリエトキシ化された植物油の一方又は両方から選ばれた重量比で 20 から 90 % の液状の非イオン性共溶媒、および重量比で 5 から 75 % の水を含む、可溶化され安定化された製剤を得る工程を含む方法。

【請求項 12】

反芻動物、ブタ若しくは七面鳥の体重増加を増大させ、飼料の利用効率を向上させ、赤身を増大させ、脂質生合成を減少させ、脂肪分解を増進させ、筋肉タンパク質合成を増大させ、筋肉タンパク質分解を減少させ、または家畜の屠殺体の品質を向上させる方法であって、請求項 1 - 10 のいずれかの可溶化され安定化された液状製剤の有効量を反芻動物、ブタ若しくは七面鳥に経口投与する工程を含む方法。

【請求項 13】

請求項 10 の何れか一つに記載の可溶化され安定化された液状の動物飼料製剤から調製されたタイプ B 薬物添加飼料であって、ラクトパミン又はその生理的に許容し得る塩が毎日の最大使用レベルの 200 倍以下で存在する薬物添加飼料。

【請求項 14】

請求項 13 のタイプ B 薬物添加飼料であって液状の飼料。

【請求項 15】

請求項 13 のタイプ B 薬物添加飼料であって液状の飼料補助物質である飼料。